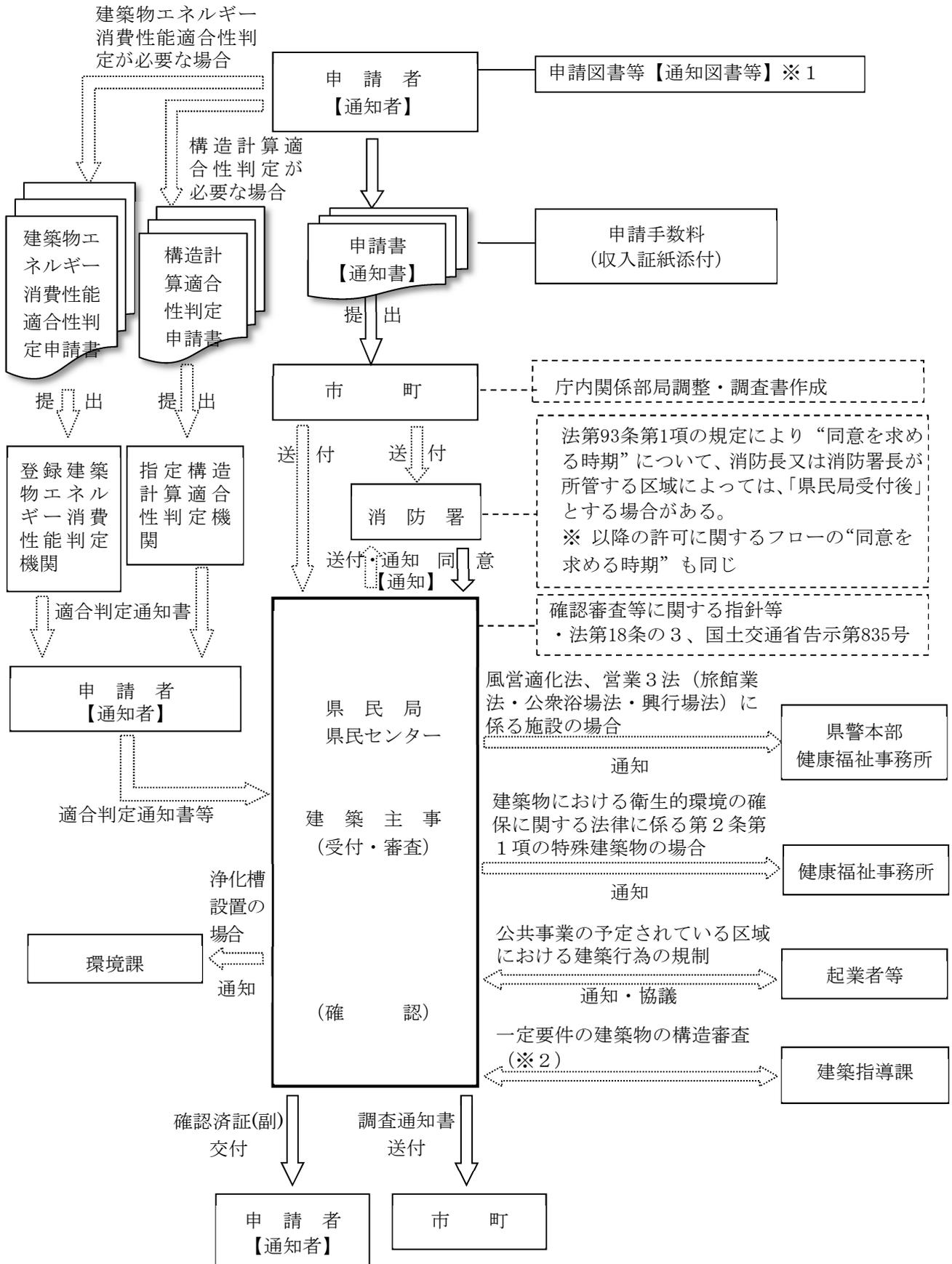


# 建築確認申請（計画通知を含む）の流れ（建築物）



※1 申請図書等【通知図書等】

■申請図書等（法第6条）

- ・確認申請書（建築物）（正）（副）
- ・図書及び書類（規則第1条の3）建築計画概要書、委任状等
- ・建築工事届
- ・建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（以下「県規則」という。）第2条の図書（工場及び危険物調書、浄化槽に関する調書（51人槽以上は建築指導課事前審査）、不適格調書、特殊建築物等概要書）
- ・特定施設（特別特定建築物建築）整備計画調書
- ・各整備基準の内容が確認できる図書（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項から第3項までの規定が適用される建築物（表1参照）の場合

■通知図書等（法第18条）

- ・計画通知書（建築物）（正）（副）
- ・計画通知書第1面以外は、図書及び書類を含めて確認申請と同じ（規則第8条の2）  
（構造審査、建築計画概要書、手数料はH19.6.20より必要）

表1

特別特定建築物	新築に係る部分の規模	増築、改築、又は用途変更に係る部分の規模	条例の届出で審査される特定施設
1 学校	全ての規模		(1) 条例のみで審査対象となる整備箇所を有する特定施設（当該整備箇所のみ条例で審査、その他の整備箇所は建築確認で審査） ・左記3、4の劇場等で固定観覧席を設けるもの ・左記12の公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場等）で乗降場、改札口等を設けるもの (2) 条例のみで審査対象となる特定施設 ・地下街等 ・公共の交通機関の施設（鉄道駅舎等） (3) 左記15から27の特定施設で、左記の規模未満の増築又は用途変更を行うもの (4) 移転、大規模な修繕又は大規模な模様替を行う特定施設 (5) 建築確認申請が不要な特定施設（都市計画区域外の施設など）
2 病院又は診療所			
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
4 集会場又は公会堂			
5 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署			
6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの			
7 老人福祉センター、児童厚生施設身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
8 体育館、水泳場、ボウリング場、その他これらに類する運動施設			
9 博物館、美術館又は図書館			
10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗			
11 自動車教習所			
12 公共の交通機関の施設（車両の停車場、船舶・航空機の発着場）			
13 公衆便所			
14 公共用歩廊			
15 展示場	床面積の合計100㎡以上の規模		※小規模購買施設等の施設、21戸以上の共同住宅の住戸専用部分は条例の届出が必要
16 百貨店、マーケットその他物販品販売業を営む店舗			
17 ホテル又は旅館			
18 遊技場			
19 公衆浴場			
20 飲食店			
21 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗			
22 クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗			
23 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの			
24 路外駐車場等			
25 共同住宅・寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計500㎡以上の規模		
26 工場(床面積の合計が3,000㎡以上のもの)			
27 事務所(5を除き、床面積の合計が3,000㎡以上のもの)			

※2 一定要件の建築物で構造審査が必要な場合

- 1 構造計算適合性判定が不要な場合の次のいずれかの建築物（法第85条第2項及び第5項に規定する仮設建築物を除く。以下同じ。）
  - ① 延べ面積が200㎡を超えるもの
  - ② 階数が3以上のもの
  - ③ 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供するもの
- 2 指定構造計算適合性判定機関が審査を行わない特定天井を有する次のいずれかの建築物
  - ① 構造躯体の計算ルートが時刻応答計算又は限界耐力計算以外で特定天井に仕様ルート又は水平震度法を適用したもの
  - ② 構造躯体の計算がルート1又は法第20条第1項第4号で特定天井に応答スペクトル法又は簡易スペクトル法を適用したもの
- 3 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物で、外壁及び構造耐力上主要な部分が自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊が生じないことを平成13年告示第383号第2第2号、第3第2号又は第4第2号（いずれも第5各号により適用する場合を含む。）に規定する構造計算により確かめるもの